建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１　処分をした年月日　平成24年８月30日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　今井　義明　一級建築士　第90742号
３　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　一級建築士事務所建築工房空（静岡県知事登録⑸第3759号）の開設者として、平成20年11月28日に当該事務所に置いていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３７８号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目20番44号　アプリコットハウスⅠ―303
債務者　児玉　吉広
１　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和光　　学
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１７１６号
名古屋市港区当知１丁目1307番地
債務者　近藤　　猛
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　夏目　久樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午後２時35分
５　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５３６号
福岡市東区三苫５丁目３番58―202号
債務者　村上　文雄
１　決定年月日時　平成24年９月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　知弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午後３時45分
５　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１９０号
横浜市旭区今宿１丁目23番11号
債務者　小向　信次
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１９１号
横浜市旭区今宿１丁目23番11号
債務者　小向　　恵
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６５３号
大阪府池田市五月丘４丁目５番25―302号、前住所大阪市東成区東小橋２丁目３番15号
債務者　朝倉　健之
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　家郷　資大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７４８号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目８番Ｄ―37号
債務者　福井　英雄
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　喜多　鉄春
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８１２号
大阪府茨木市玉櫛２丁目31番16号　ヴィラ貴瀬３号館801号
債務者　クラブファッションカフェこと　貴船　直樹
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　喜多　鉄春
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１８号
神戸市北区鳴子２丁目６番地の19
債務者　北岡　久和
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本佳世子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６号
福岡県直方市古町９番38号
債務者　大坪　文彦
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀧本　　直
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第８５号
茨城県取手市野々井1060番地８
債務者　大栗　俊男
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　良二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年11月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
釧路市中島町１番244号　ロジェ中島２号405号室
債務者　西　　孝子
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鍛冶　孝亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１４４１号
神奈川県茅ヶ崎市本村４丁目１番18―302号　ライオンズマンション茅ヶ崎中央公園
債務者　手塚　大輔
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安井　琢磨
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１６号
山梨県笛吹市春日居町熊野堂414番地　ピーチハウスＣ―２
債務者　窪田　　浩
１　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八巻　力也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午後４時
５　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７５０号
大阪府高槻市南庄所町４番18―402号
債務者　東　　春彦
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小島　幸保
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部